

「尾花沢市公共施設等総合管理計画」改訂のポイント

1. 改訂の理由

- ✓ 本計画の計画期間は、平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間であるが、計画策定から概ね 5 ヶ年が経過するとともに、本計画に基づいた各種個別施設計画の策定が進むなど、本市の公共施設等を取り巻く状況が変化していることから、これらを踏まえて時点修正するため。
- ✓ 「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」(総務省) が改訂され、当該計画に記載すべき事項として、「更新費用の算定(長寿命化対策の効果額等)」、「脱炭素化の推進方針」などが追加されたため。(改訂することにより、計画に基づく取組みに対して有利な起債を発行することができる。)

2. 改訂の要旨

①公共建築物及びインフラ資産の時点修正 (P.10～11)

②長寿命化等の対策を実施しない場合の更新費用の算出 (P.12～15)

	年平均更新額	40 年間の更新費用総額
公共施設(建築物)	12.7 億円/年	508.9 億円
インフラ資産	10.8 億円/年	433.5 億円

③長寿命化計画(個別施設計画)等に基づく更新費用の算出 (P.15～17)

	年平均更新額	40 年間の更新費用総額
公共施設(建築物)	11.4 億円/年	455.2 億円
インフラ資産	10.7 億円/年	428.9 億円

※小中学校統合により新たに空き公共施設になった場合は、更新等を実施しないと仮定している。
※あくまでも推計値であり、実際の費用とは異なる。
※実際の実施事業年度については、尾花沢市総合振興計画(実施計画)に位置づけ、計画的に取り組んでいく。

④効果額の算出 (P.18)

②と③の更新費用を比較すると、今後 40 年間で約 58.2 億円、約 6.2%の経費削減につながると考えられる。

⑤公共施設等の管理に関する基本的な考え方 (P.19)

「第 2 次尾花沢市都市計画マスタープラン」で示した方針に基づき、公共施設等の最適な配置などについて検討を進める。

⑥脱炭素化の推進方針 (P.21)

公共施設等の改修や更新等を行う際には、「地球温暖化対策計画」及び「尾花沢市環境基本計画」を踏まえ、省エネルギーや再生可能エネルギーに配慮しながら脱炭素化に取り組む。

⑦主要な施設の特記事項(策定済み個別施設計画の要約) (P.21～25)